

子どもの居場所づくり応援事業
「あいち子ども食堂応援ステーション」認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下、「県社協」）が行う子どもの居場所づくり応援事業において実施する、子ども食堂への食材の確保において、子どもの居場所づくりに資する取組を行う団体等が身近な地域で食品の提供を受けるため、食品の保管場所となる「あいち子ども食堂応援ステーション」（以下、「あいステ」）の認定に関し、必要な事項を定める。

(基準)

第2条 次の各号のすべてに該当する場合、あいステとして認定する。

- (1) 独自に食材等を確保する手段を有し、自律的に活動を行うことができること。
- (2) 提供食品等を衛生的に保管できるスペースを有し、またこれを無償で保管できること。
- (3) 提供食品等を適切に管理し、これを賞味期限等の定められた期限内に配布できること。
- (4) 提供食品等を近隣地域の子どもの居場所づくりに資する取組を行う団体に対し、提供する意思があり、事前に時間等を調整の上、これを受け渡すことができること。
- (5) 提供食品等の転売やバザーなど営利を目的とした転用をしない。また、食品等の提供を受ける団体による目的外の横流し、転売などが無いよう、これを指導し、提供食品等の管理をあいステの責任において行うことができること。
- (6) 上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する団体は、あいステの対象としない。
 - ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化教育することを主たる目的とする団体
 - ②政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする団体
 - ③暴力団またはその構成員の統制の下にある団体
 - ④暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体

(あいステの認定)

第3条 県社協は、あいち子ども食堂応援ステーション認証申込書（様式1）の提出を受けた時は、前条の基準を満たす団体等に対し、別に定める認定証を交付する。

(認定の有効期間)

第4条 認定の有効期間は、認定証交付日から1年間とする。

(あいステの責務)

第5条 あいステは、毎年4月25日までに活動実績報告書（様式5）にて前年度の活動実績を報告すること。

2 あいステは、あいステを利用する子ども食堂等の団体に対し、利用規約について十分に説明し同意を得ること。

(認定の更新)

第6条 前条第1項に規定する活動実績の報告において、あいステが第2条に規定する基準を引き続き満たしている場合、自動で更新したものとする。

(認定の変更及び辞退)

第7条 あいステは、次の各号に掲げる事項について変更が生じた場合には、変更届出書（様式2）を速やかに県社協に提出しなければならない。

- (1) あいステの名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 電話番号（連絡先）
- (4) 所在地（保管場所）

2 認定証の交付を受けた団体が、都合によりあいステの運営が困難となった場合、認定辞
退届出書（様式3）を速やかに県社協に提出しなければならない。

3 県社協は、認定辞退届出書の提出を受けた時は、届出団体に受理した旨を通知する。

（認定の取り消し）

第8条 県社協は、あいステが第2条及び第5条に規定する要件を欠いたときは、認定の取り
消しを行うことができ、認定取消通知書（様式4）にてその旨を通知する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。